

2025 年の中国における最新税務 ホットトピックスに関する Q&A

(2025 年 12 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

大連事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地会計事務所である上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所に作成を委託し、2025年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、或いは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、或いはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海徳勤税務師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課
E-mail : scb-support@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所
E-mail : PCD@jetro.go.jp

JETRO

目次

一、 企業所得税政策.....	1
1.外国投資者が配当利益を用いて直接投資する場合の税額控除政策の主な内容は何か？ また、企業はどのようにこの優遇措置を享受できるか？	1
2.省エネ・節水、環境保護、安全生産専用設備への投資およびスマート化改造などに関する 費用について、企業所得税の優遇措置はあるか？	3
3.2025 年の企業所得税予定納税申告書にどのような変更があるか？	5
二、 増值税政策	6
4.現行政策上、どの業種の納税者が税務当局に期末未控除税額の還付を申請できるか？ 同政策を適用するには、どのような要件が必要であるか？	6
5.貸付サービスおよび貸付に直接関連する費用の仕入增值税額は控除可能であるか？	7
6.混合用途の個別資産については、仕入增值税額の控除はどのように行われるのか？	8
7.輸出貨物および越境サービス販売の免税申告の最終期限はいつであるか？	9
三、 その他	10
8.「中華人民共和国租税徵收管理法（改正意見募集稿）」の要点は何か？	10

2025 年の最新税務ホットトピックスに関する Q&A

2025 年の租税政策の継続的な最適化と調整が進む中、企業の税務コンプライアンス管理は新たな変革と課題に直面している。租税優遇措置の拡充、租税政策のさらなる規範化、および租税に関する法制度整備の加速が、2025 年度の注目ポイントとなっている。本報告書は、企業が広く関心を寄せる主要な税務課題を中心に、最新の政策動向や実務事例を踏まえ、Q&A 形式で 2025 年の税務ホットトピックスを解説し、企業に先見的な洞察と実務ガイダンスを提供することを目的としている。

一、企業所得税政策

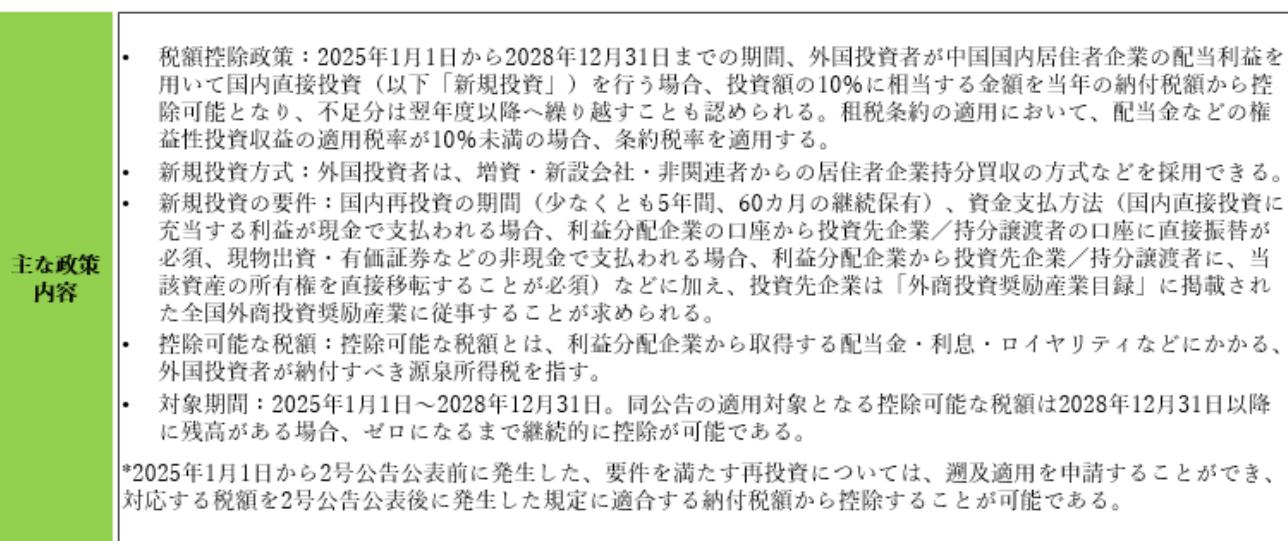
1. 外国投資者が配当利益を用いて直接投資する場合の税額控除政策の主な内容は何か？また、企業はどのようにこの優遇措置を享受できるか？

回答：

2018 年、財政部および国家税務総局が「財税〔2018〕102 号」を公布し、外国投資者が配当利益を用いて直接投資する場合、当該配当利益に係る源泉所得税の納税義務を一時的に見送る（課税繰延）ことを規定した。また、外資の長期投資をさらに促進し、産業のアップグレードを図る観点から、財政部、国家税務総局、商務部は 2025 年 6 月 30 日に、「財政部・国家税務総局・商務部公告 2025 年第 2 号」（以下、「2 号公告」）を共同で公布した。同公告によれば、外国投資者が配当利益を、中国国内において要件を満たす再投資に充てる場合、税額控除優遇措置を適用することができる。

「財税〔2018〕102 号」による課税繰延（中国国内で取得した配当利益の再投資について、配当金所得にかかる源泉所得税を一時的に見送ること）に加え、2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの期間に配当利益を用いて直接再投資する場合、要件を満たす場合は、投資額の 10%に相当する金額（または投資額に適用可能な租税条約上のより低い税率を乗じた金額）について、再投資日以降に中国の利益分配企業から外国投資者が取得する配当金、利息、ロイヤリティ等の所得に係る納付税額から控除することができる。控除しきれない残額については、翌年度以降へ繰り越すことが認められる。

➤ 主な政策内容



出所：「2号公告」に基づき、上海徳勤税務师事务所有限公司大連分所整理

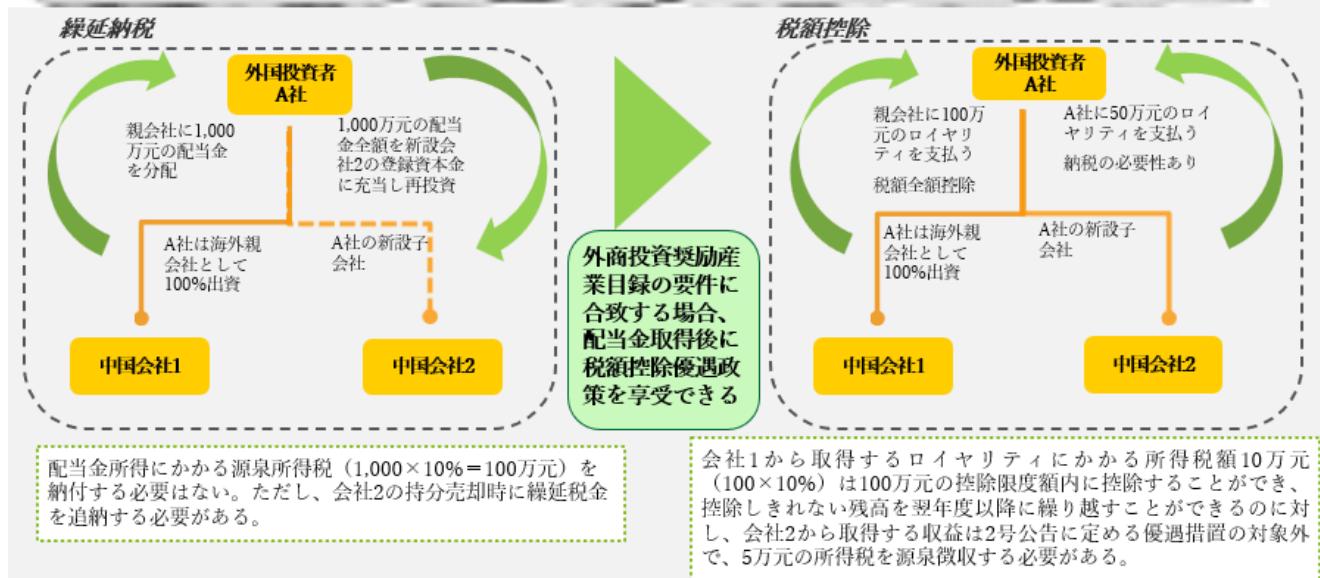
➤ 適用事例

適用事例の背景

2025年7月1日に、中国会社1は親会社Aに1,000万元の配当金を分配し、2号公告政策を適用する場合、当該配当金の全額を新設会社2の登録資本金に充当し再投資することを検討している。

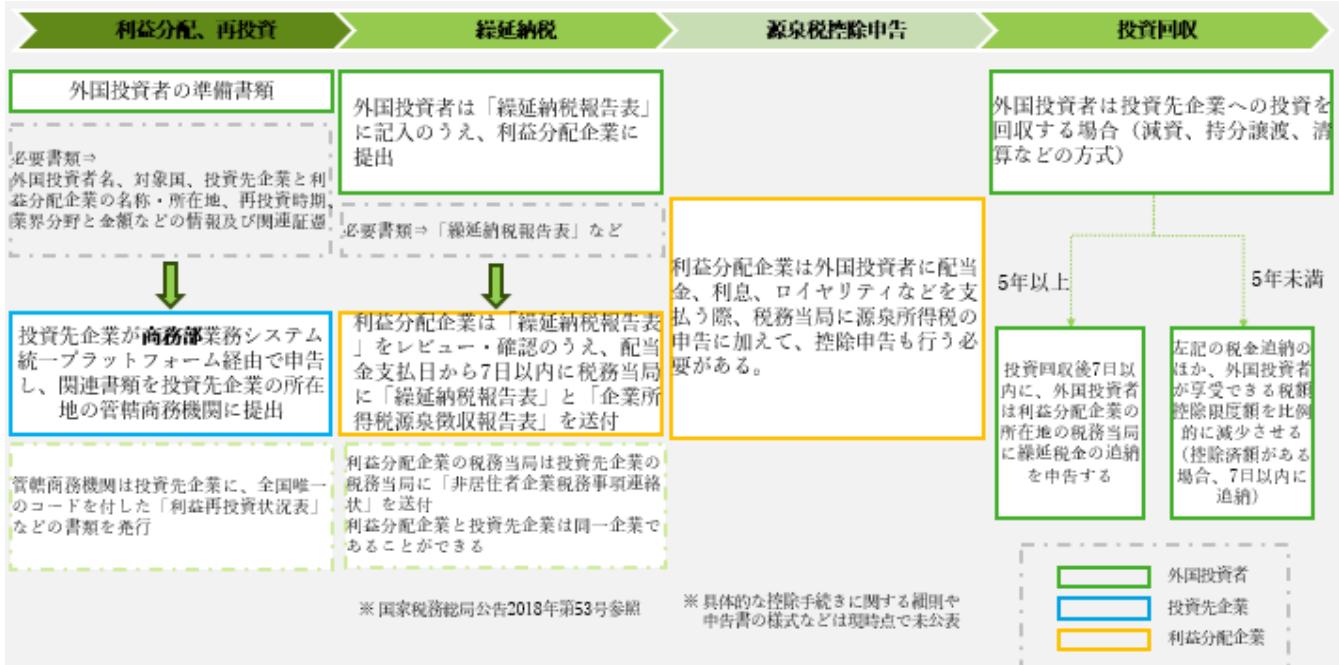
会社1からの1,000万元の配当金所得について、A社は当面、源泉所得税（節税100万元）を納付する必要がない。親会社Aが今後会社1から取得するその他の配当金、利息、ロイヤリティなどの所得について納付すべき源泉所得税は、100万元（投資額1,000万元×10%）の限度額内に控除することができる。

会社2から取得するその他の配当金、利息、ロイヤリティなどの所得は、2号公告に定める税額控除優遇措置の対象外で、規定に基づき納税しなければならない。



出所：「2号公告」に基づき、上海徳勤税務师事务所有限公司大連分所整理

➤ 政策の適用プロセス



出所：「2号公告」と「国家税务总局公告 2018年第 53 号」に基づき、上海徳勤税務师事务所大連分所整理

2. 省エネ・節水、環境保護、安全生産専用設備への投資およびスマート化改造などに関する費用について、企業所得税の優遇措置はあるか？

回答：

中国は企業の環境保護、省エネ、安全生産への投資を拡大するよう奨励するため、複数の優遇政策を導入している。企業所得税法およびその実施条例では、環境保護、省エネ・節水、安全生産などに使用する専用設備（以下「専用設備」）の取得価額の 10%に相当する金額を当年度の納付税額から控除できると規定している。当年度に控除しきれない分については、翌年度以降へ繰り越すことができるが、繰り越し期間は最長 5 年とする。¹

財政部、国家税务总局が 2024 年 7 月 12 日に共同で発表した「財政部・国家税务总局公告 2024 年第 9 号」は、専用設備のデジタル化・スマート化改造に係る投資（以下「改造投資」）に関する企業所得税の優遇措置をさらに明確化している。その主な内容は以下のとおりである。

¹企業は、上記に規定された専用設備を実際に購入し、自ら実際に使用しなければならない。企業が購入した上記専用設備を 5 年以内に譲渡または賃貸した場合、企業所得税の優遇措置の享受を停止し、既に控除された企業所得税を補填しなければならない。（下記は同様）

政策内容	設備要件	改造内容	管理要件
<ul style="list-style-type: none"> 2024年1月1日から2027年12月31日までの期間に発生した専用設備改造への投資額のうち、当該専用設備取得時の課税基準額の50%を超えない部分は、10%の割合で当年度の納付税額から控除できる。² 当年度の納付税額から控除しきれない分は、翌年度以降へ繰り越すことができるが、繰り越し期間は最長5年とする。³ 	<ul style="list-style-type: none"> 改造対象となる設備は以下の目録に適合しなければならない。改造後も引き続きこれらの目録要件を満たす必要があり、そうでない場合は優遇措置を受けることができない。 「安全生産専用設備企業所得税優遇目録（2018年版）」（財税〔2018〕84号） 「省エネ・節水および環境保護専用設備企業所得税優遇目録（2017年版）」（財税〔2017〕71号） 	<ul style="list-style-type: none"> データ収集、データ伝送・保存、データ分析、スマート制御、デジタルセキュリティと保護、その他国務院財政・税務主管部門が認定する改造項目。 	<ul style="list-style-type: none"> 改造投資については個別に会計処理し、各費用を正確かつ合理的に集計しなければならない。企業が一つの課税年度内に複数の専用設備を改造する場合、関連費用を別々に集計しなければならない（区分できない場合は優遇措置を適用できない）。 事前に専用設備のデジタル化・スマート化改造計画を策定するか、技術契約認定登録機関に登録された技術開発契約書または技術サービス契約書を取得し、検査に備えるよう関連資料を保存する。

前述の専用設備投資および改造費用が税額控除優遇措置の適用対象となるほか、関連規定に適合する場合、固定資産の単価が500万元を超えない場合は、当年度の原価・費用に一括して計上し、課税所得額の計算時に控除することが認められる。また、省エネ・環境保護・安全設備のスマート化改造に伴う技術研究開発活動については、要件を満たす場合、研究開発費用の追加控除優遇政策を適用することができる。

²企業が財政資金を利用して行う専用設備のデジタル化・スマート化改造への投資は、当年度の企業所得税の納税額から控除することはできない。

³注¹と同様

3. 2025 年の企業所得税予定納税申告書にどのような変更があるか？

回答：

2025 年 7 月 7 日、国家税務総局は「国家税務総局公告 2025 年第 17 号」を公表し、企業所得税予定納税申告書を改正した。主な改正内容は以下のとおりである。

➤ 「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告書（A 類）」（A200000）

添付事項の項目追加



- 「優遇と添付事項に関する情報」に「従業員給与」と「輸出方法」項目を追加
- 上記以外の事項については、納税者が「企業所得税申告事項目録」に基づき追加記入

- 「販売費用」、「その他の収益」、「所得税控除額」、「未完成品販売収入」項目を追加
- 「営業収入」項目に「自営輸出収入」、「委託輸出収入」、「輸出代理手数料収入」項目を追加
- 「投資収益」項目に明細行を追加

一部の記入項目の調整



出所：「国家税務総局公告 2025 年第 17 号」に基づき、上海徳勤税務师事务所有限公司大連分所整理

➤ 「企業所得税一括納税総分機構所得税分配表」（A202000）

総分機構の按分税額計算方法の調整



- 納付段階における総機構・分支机构間の按分税額の計算方法を予納段階に拡大適用する。
- 企業がまず当月（四半期）までの納付すべき所得税額を按分
 - 次に総機構と分支机构がそれぞれ按分された予納額から控除
 - 当月（四半期）の追納（還付）すべき所得税額を算定

- 行次に「総機構按分額」、「総機構財政集中分配」などの項目を追加
- 列次に「実際に按分すべき所得税額」、「累計所得税按分額」、「追納（還付）すべき所得税の按分額」などの項目を追加
- 表名を「企業所得税一括納税総分機構所得税分配表」に変更

表名とデータ項目の変更



出所：「国家税務総局公告 2025 年第 17 号」に基づき、上海徳勤税務师事务所有限公司大連分所整理

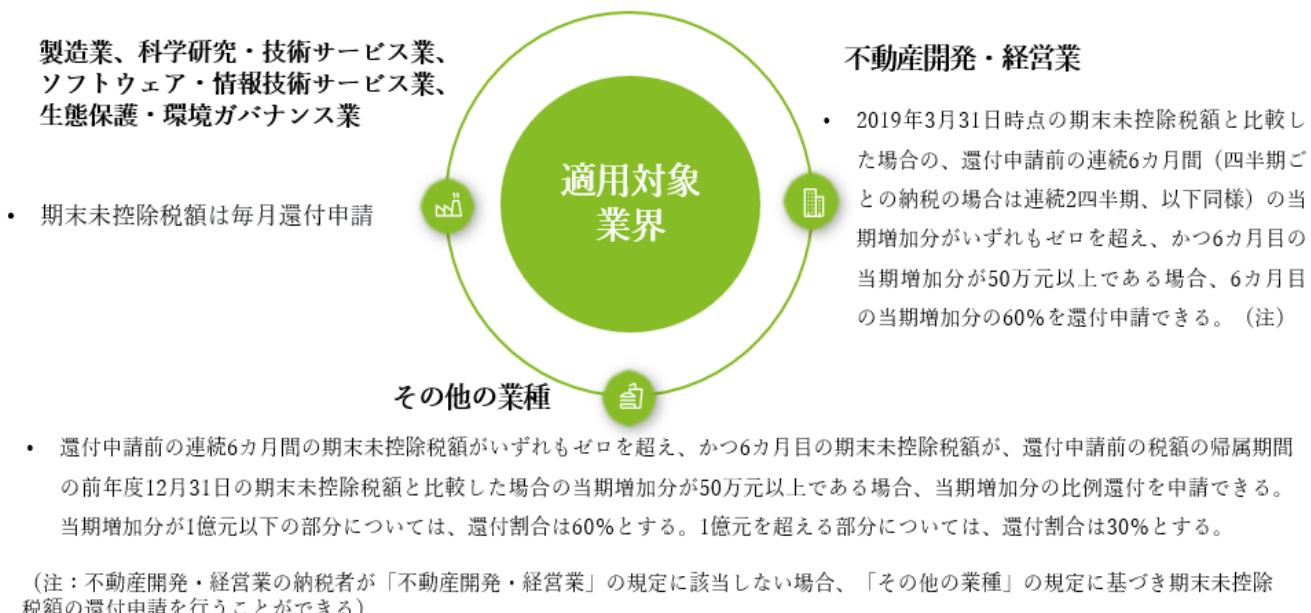
二、 増值税政策

4. 現行政策上、どの業種の納税者が税務当局に期末未控除税額の還付を申請できるか？同政策を適用するには、どのような要件が必要であるか？

回答：

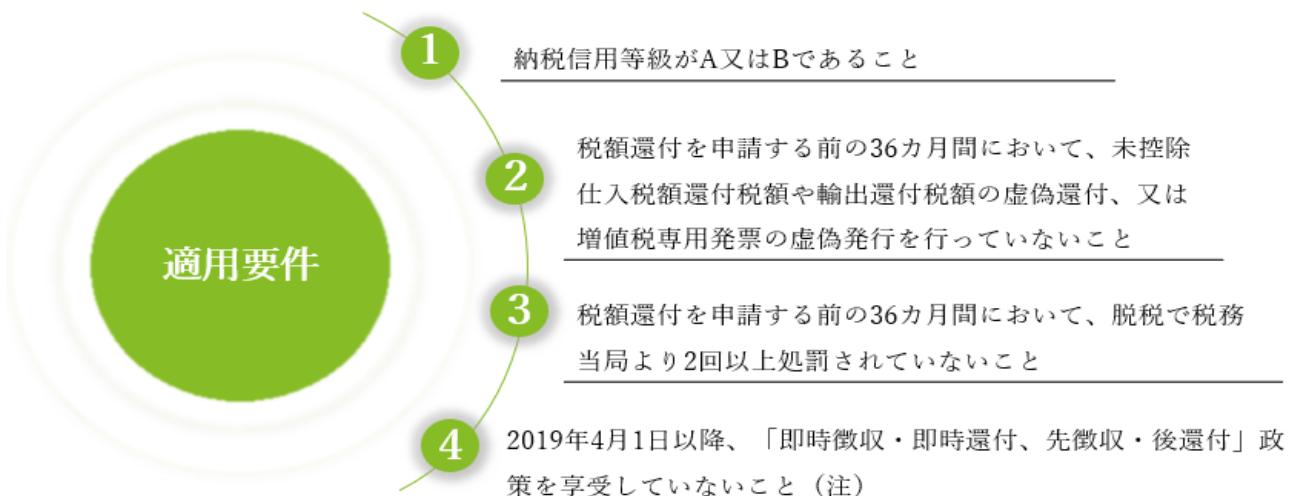
「增值税期末未控除税額還付政策の整備に関する公告」（財政部・税務总局公告 2025 年第 7 号）に基づき、增值税期末未控除税額還付政策の適用対象となる業種および適用要件は以下のとおりである。なお、同規定は 2025 年 9 月 1 日より施行されることとなり、2025 年 9 月 1 日以前に税務当局が受理済みで未処理の未控除税額の還付申請については、従来の規定に従って処理される。

- 期末未控除税額還付政策の適用対象となる業種および税務処理方法



出所：「財政部・税務总局公告 2025 年第 7 号」に基づき、上海徳勤税務师事务所有限公司大連分所整理

➤ 期末未控除税額還付政策の適用要件



（注：2019年4月1日以降に「即時徵収・即時還付、先徵収・後還付」政策を享受した場合は、還付税額を全額で一括返還した後、翌月から規定に基づき期末未控除税額の還付を申請可能。ただし、36カ月間は変更不可）

出所：「財政部・税務総局公告 2025年第7号」に基づき、上海徳勤税務师事务所有限公司大連分所整理

5. 貸付サービスおよび貸付に直接関連する費用の仕入增值税額は控除可能であるか？

回答：

現行の有効な法規「財税〔2016〕36号」の規定によると、貸付サービスおよび当該貸付に直接関連する投資融資コンサルティング料、手数料、相談料などの費用について、その仕入增值税額は売上增值税額から控除することができない。

貸付サービスの仕入增值税額を控除対象に含めるかどうかは、增值税の立法過程において大きな注目を集めた。2026年1月1日に発効する增值税法で列挙された「控除してはならない仕入增值税

額」に当てはまる項目には、貸付サービスの仕入増增值税額は含まれていないが、「増增值税法実施条例（意見募集稿）」第 20 条では、「納税者が貸付サービスの提供を受けた場合の対価、および貸付者に支払った当該貸付と直接関連する投資・融資顧問料、手数料、コンサルティング料等の費用については、その仕入増增值税額を売上増增值税額から控除してはならない」と規定されており、現行政策「財税〔2016〕36 号」の規定を引き継いでいる。「増增值税法実施条例」は現在、意見募集稿の段階にあり、正式な法規はまだ公布されていないため、企業が増增值税法実施条例の後続の公布に密接に注目することを提案する。

6. 混合用途の個別資産については、仕入増增值税額の控除はどのように行われるのか？

回答：

現行の有効な法規「財税〔2016〕36 号」の規定に基づき、簡易課税方式適用項目、増增值税徵収免除項目、団体福利または個人消費に兼用する固定資産、無形資産、不動産（以下、「長期資産」）について、その仕入増增值税額を全額で控除することができる。

混合用途⁴の個別資産については、「増增值税法実施条例（意見募集稿）」第 26 条は、現行政策を一部見直し、個別長期資産の取得原価が 500 万元を超えるか否かによって、仕入増增值税額控除の取り扱いを区分している。取得原価が 500 万元以下の場合、現行政策どおり、全額控除が認められるが、取得原価が 500 万元超の場合、購入時にいったん仕入増增值税額を全額控除し、そして減価償却または償却の年数に基づき年次で調整（振替処理）する。

混合用途の個別長期資産の金額	仕入増增值税額
500 万元以下	全額控除
500 万元超	いったん全額控除し、年次で調整（振替処理）

➤ 事例

B 社は一般納税者で、7 階建てのビルを購入した。そのうち 1 階は事務用、ほかの階は社員食堂と寮として利用されている。取得価額は 700 万元（税抜き）、税額は 63 万元、税率は 9% である。減価償却年数は 20 年、残存価額はゼロとし、定額法により減価償却が行われる。

⁴ 一般課税方式適用項目にも、5 種類の控除対象外項目とされる簡易課税、増增值税免除項目、非課税取引、団体福利または個人消費にも使用される。

資産用途	資産金額	税額	控除可能な仕入増值税額
一般課税方法適用項目	100 万元	9 万元	9 万元
団体福利	600 万元	54 万元	初年度に 54 万元を控除し、減価償却年数 20 年に基づき、その後毎年 2 万 7,000 元を調整（振替処理）

「増值税法実施条例（意見募集稿）」第 26 条は、一定の程度で投資奨励に向けた増值税政策の方向性を反映しており、500 万元以上の設備更新や無形資産投資など混合用途に使用される場合にのみ、比例で振替処理が必要となる。納税者は、これにより増值税の計算のコンプライアンス要求の増加や、「個別長期資産」の判定方法など、争点となり得る事項に引き続き注意する必要がある。上述したとおり、「増值税法実施条例」は現在、意見募集稿の段階にあり、正式な法規はまだ公布されていないため、企業が増值税法実施条例の後続の公布に密接に注目することを提案する。

7. 輸出貨物および越境サービス販売の免税申告の最終期限はいつか？

回答：

輸出貨物および越境サービス販売の免税申告の最終期限について、現行の法規には具体的な規定はない。2026 年 1 月 1 日に発効する増值税法第 33 条の規定に基づき、納税者は貨物を輸出するか、国境を越えてサービス、無形資産を販売し、ゼロ税率を適用する場合、所轄税務機関に増值税の還付（免除）の申告しなければならない。増值税の還付（免除）の具体的な方法は、国務院が制定する。

ただし、「増值税法実施条例（意見募集稿）」第 51 条および第 52 条には、「納税者が貨物輸出、越境のサービスまたは無形資産販売にあたり、増值税等の還付（免除）の適用を受ける場合でも、輸出通関日から 36 カ月以内に当該還付（免除）の申告を行わなかったときは、国内で当該貨物を販売したものとみなす」と規定されている。

本条項は、現行法令・政策上、かかる取引に係る増值税等の還付（免除）または増值税の免除の最終申告期限に関する規定がなかったという制度上の空白を埋めるものとなっている。企業は増值税法実施条例の公布に密接に注目することを提案する。今後、増值税法実施条例（意見募集稿）の第 51 条および第 52 条のとおりに施行されれば、これらの貨物輸出または越境取引に従事する納税

者は、所定の期限内に申告作業を確実に完了させることが不可欠となる。そうでなければ、増增值税等の還付（免除）または増增值税の免除の適用を受けることができなくなる。

三、 その他

8. 「中華人民共和国租税徵收管理法（改正意見募集稿）」の要点は何か？

回答：

国家税務総局・財政部は 2025 年 3 月 28 日に、「中華人民共和国租税徵收管理法（改正意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を公表し、社会からの意見を募集した。今回公表された「意見募集稿」は全 106 条からなり、現行の法的枠組みを維持した上で、16 条が新設、4 条が削除、69 条が実質的に修正されている。以下では、現行の租税徵收管理法と比較した「意見募集稿」の変更点を取り上げるとともに、業界で広く注目されている事項と併せてまとめた。

「意見募集稿」の要点

- | | |
|-----------------------|--|
| 租税安全確保に向けた法的徵収手段の拡充 | <ul style="list-style-type: none">第51条：出国制限措置の適用対象を、税金未納者の「主要責任者」、「実質的支配者」に拡大第56条：税務機関が特定の事態で会社の出資者に未納税額を追徴できる権限を付与第40条：関連者間取引の納税調整の規制対象を「（関連）会社」から「関連者」に変更。納税者が「合理的な商業目的を持たない」アレンジを行うことにより、国の租税収入の減少につながった場合、税務機関が合理的な方法に基づき調整できる権限を付与するための一般租税回避ルールの導入 |
| 租税法令違反行為の認定と罰則の整備 | <ul style="list-style-type: none">第73条：現行法の「脱税」という表現を「税逃れ」に修正、税逃れ行為の分類を列挙。第74条：税逃れ行為の情状に応じた異なる罰則の設定第82条：違法行為に対する行政処罰金額の上限引き上げ第83条：「発票の虚偽発行」に対する最高罰金を500万元に引き上げ、発票の虚偽発行へのサポートに対する処罰規定を導入 |
| 「税金延滞金」の法的性質と関連規則の明確化 | <ul style="list-style-type: none">第41条：現行の「延滞金」の表現を「遅納金」に調整第42条：税金延滞金（遅納金）の不徴収又は免除に当てはまる特定状況の列挙および範囲拡大 |
| 過大納付税額の不還付に関する特別規定の追加 | <ul style="list-style-type: none">第59条：「納税者が融資獲得、会社上場、業績向上、資格・認証取得などの目的で税務機関は過大納付額を還付しない」という規定の追加 |

政府機関の
コンプライ
アンス要件
強化と全国
統一市場の
構築促進

- ・第5条：「国務院税務主管部門は、法に従って区域間税務執行の一致性・標準性を強化すべきである」という要件の追加
- ・第36条：地方政府は許可なしで納税者に対し優遇税制（減免税）の決定をしてはならないという現行要件の踏襲、「地方の各レベルの人民政府、各レベルの人民政府関連機関、組織および個人は、税務機関に税収指標を設定してはならない」という要件の追加
- ・第39条：査定徵収管理の規範化について、国務院税務主管部門に全国統一の査定徵収制度の確立を要求する規定の追加

納税者の合
法的の権益の
保護制度の
整備

- ・第7条の新設：「国は、納税信用システムを確立・整備し、誠実さを賞賛し、信用喪失を懲戒し、税法の遵守を促進する。税務機関は、信用インセンティブ制度を整備する」こと、国の関連規定に基づき納税者に共同奨励又は共同懲戒を実施する要求を明確化
- ・納税者救済の手段に関して、納税に関する争議の行政再審における「清税前置」要件を削除

デジタル経
済の新しい
情勢に向け
た、恒常的
なデジタル
税収監督管
理制度の整
備

- ・第29条の新設：インターネットプラットフォーム企業の税務情報報告責任の明確化。第62条：インターネットプラットフォーム企業に対する税務当局の税務検査権限の追加。第72条の新設：関連する罰則の導入
- ・納税者の非銀行決済口座に対する税務当局の検査権及び強制執行権（第43条、第45条、第62条）の追加、法律レベルで非銀行決済機関に対する関連罰則（第86条）を明確化
- ・第23条、第30条：電子証憑及び電子資料の法的地位と効力の確立

出所：「中華人民共和国租税徵収管理法（改正意見募集稿）」に基づき、上海徳勤税務师事务所有限公司大連分所整理